

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

会社法の定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」並びに放送法の定める「放送番組の適正を図るための体制の整備」について、2006年5月の取締役会にて、内部統制システムに関しての決議を行い、その後、会社法改正等の環境変化に対応した一部改定を順次行い、現在、次の通り運営しております。

1. 株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「経営理念」とそれを実現するための「行動指針」「コンプライアンス規程」に基づき、職務を執行しております。
- ・経営の透明性と公正性を確保するために、適正な業務遂行に必要な知識と経験を有した社外取締役を選任し、また監査に関しても実効性を確保するために社外監査役を選任して、監査監督機能の強化に努めております。
- ・コンプライアンスについては、社長が統括責任者を務め、取締役及び監査役、執行役員、局長、東京支社長及び監査役事務局員により構成されるコンプライアンス体制を構築し、「コンプライアンス規程」や啓蒙ツールを活用し社内会議や研修時に周知徹底を図っております。
- ・加えて、法令等遵守に係る諸問題について、通常の業務遂行上の手段や方法によって改善することが不可能または困難である場合、経営戦略局に置くコンプライアンス窓口へ直接、報告・相談できる「社内通報制度」を制定しており、更に顧問弁護士を窓口とする「外部相談窓口」を設置し、内部統制システムを強化しております。
- ・また、重要事項については、弁護士と顧問契約を締結し、法令及び定款への適合性を検証しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録など取締役の職務執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理を行っております。
- ・また、取締役及び監査役から、取締役の職務執行に係る文書の閲覧請求があった場合は、速やかに対応できるよう文書保管体制を整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業価値増大の観点及び放送番組を適正かつ安定して視聴者に届けるために、当社を取り巻くさまざまなリスクを的確に把握し、積極的に経営戦略の中に取り込んでいく必要があると考えており、リスクの内容に応じ、各部門がそれぞれの役割に応じて主体的・自主的に対処するリスクマネジメント体制を整備すると同時に、常務会、局長会を通じ、取締役会及び代表取締役へ報告する体制としております。
- ・災害時には災害放送を行うことが、放送法並びに災害対策基本法により義務付けられており、「防災・危機管理マニュアル」を都度整備し、災害放送を速やかに立ち上

げ、継続して視聴者の期待に応える体制の確立に取り組んでおります。

- ・また、情報セキュリティについては、「個人情報取扱規程」「情報セキュリティ規程」、更に情報セキュリティ規程に沿った情報系基幹システムを整備し、顧客管理、情報管理などをグループ横断的に推進・監査する体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・2023年12月に策定した中期経営計画「CHALLENGE2026」に基づき、取締役はその目標達成に向けて、運営を行っております。
- ・「CHALLENGE2026」の進捗スピードを早めるため、環境変化への迅速な対応と組織のフラット化を目的に導入した5局体制のもと、意思決定の迅速化と連携強化を実践しております。
- ・取締役会を年間6回開催し、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務の分掌及び職務権限に関する規程を整備し、各部門が相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で業務を分担執行しております。
- ・経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、原則として週1回開催される常務会及び局長会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行っております。
- ・「CHALLENGE2026」の策定及び執行については、社内取締役、執行役員、局長、東京支社長及び監査役事務局員をメンバーとする中長期経営計画委員会を開催し議論しております。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・以下、記載の通り体制を構築しております。
 - ① 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社取締役がグループ会社（ホームテレビ映像(株)、(株)asovo、(株)DoTS）の取締役に就任し、グループ会社取締役会において重要事項の審議を行っており、業務執行における課題について対応しております。
 - ② 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令等の遵守を徹底するために「コンプライアンス規程」をはじめとするルールに沿って、グループ会社では当社に準じた法令遵守のための体制を構築しており、こうした体制を通じて、業務執行の法令及び定款への適合性が、グループ会社ごとにチェックできる仕組みを敷いております。
また、経営戦略局及び外部の専門家に、これらの法令及び定款への適合性の確認を行っております。
 - ③ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営戦略局において損失の危機管理を行うとともに、当社の役職員がグループ会社の役職員を兼職することにより、業務執行の状況をそれぞれの立場に応じて段階的に直接、相互監視することができるようしております。
グループ会社の規模・業種・当社との関係などを総合的に勘案し、役員または従業員として、適任者を選任しております。

- ④ 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社の経営状態の把握・分析・評価及びグループ戦略の立案、諸調整・報告などを統括するセクションとして経営戦略局を設置しており、グループ会社の情報を精査し、職務の執行の効率性もチェックする体制を構築しております。

(6) 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項と当該職員の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役の職務を恒常的に補助すべき組織として監査役事務局を設置し、監査役の職務の補助を行う体制をとっております。
- ・ なお、監査役事務局に属する使用人(以下、監査役事務局員と記載)が監査役の職務の補助を行う場合は、当該担当取締役の指揮命令権の範囲外となり、業務の遂行を人事異動や人事考課に反映させません。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ・ 以下、記載の通り体制を構築しております。

① 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

監査役は、監査役事務局員から会社の状況や重要課題について定期的に報告を受けます。その報告の制度を担保するために、監査役事務局員は常務会・局長会などの重要会議に出席するとともに、重要な決裁書類などを閲覧しております。また、定期的に業務監査を実施、各局の担当取締役、局長、部長が説明と報告を行っております。さらに、「計算書類レビュー」委託先との意見交換を行っております。

監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、監査上の重要課題などについて意見交換する他、「計算書類レビュー」委託先とも必要に応じて意見交換を行っております。

② 当社の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役は、監査役事務局員から当社及びグループ会社の業務の執行状況について定期的に報告を受けております。

監査役事務局員は局長会に出席し、当社及びグループ会社の業務の執行状況について意見交換を行っております。

また、監査役事務局員がグループ会社の監査役に就任し、当社の子会社に対する不当な取引や圧力を防止する体制を確保しております。

③ 前2号の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」及び「社内通報制度に関する規程」に「不正行為を認めたときは上司などに速やかに通報する」「相談・報告した者の秘密は守られ、報告したことにより懲罰、差別などの報復行為、人事考課への悪影響などについていかなる不利益も受けない」旨を明記し、研修をはじめ様々な機会にそれを周知し

ております。

また、グループ会社についても、通報者個人及び通報内容についての情報を厳重に管理するなどの方法により、通報した者に不利益が及ぶことがないよう徹底しております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用は、監査役職務並びに会計支払に関する社内ルールに基づき、原則として、支払または費用の立て替えなどを証する書面の添付により速やかに支払がなされる仕組みとなっております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 上記の諸施策を通じて、監査役の監査の実効性を確保しております。

2. 放送番組の適正を図るための体制

(1) 放送番組の適正化と社会的責任

- ・ 放送局としてのコーポレート・ガバナンスの根幹である放送番組の適正を図るため、放送番組審議会(社外委員8名)を年間10回開催し、審議を経て頂いた答申は公表するとともに放送番組に反映させております。
- ・ また、視聴者からの問い合わせや意見については、考査・ライツ部内の視聴者センターにおいて迅速かつ正確な情報を提供する体制を構築し、番組編成や番組作りに役立てております。さらに、編成部・デジタル事業部・報道部を中心に、自社のホームページを通じた情報提供を行い、視聴者との円滑なコミュニケーションを推進しております。
- ・ こうした有識者及び視聴者を通じた継続調査を実施し、社会からの要請を適時的確に把握できる体制を構築しております。